資料２

平成２９(2017)年度

多面的機能支払交付金の実施状況（見込み）

平成 30(2018)年６月

栃木県農政部

【平成 29(2017)年度実施状況の概要】

【全体の概要】

1　農地維持支払交付金

・県内 24 市町、480 組織、交付対象面積 40,463ha で取り組んだ。

・平成 28(2016)年度と比較して、16 組織、703ha が減少した。

・農業振興地域内農用地面積に対する交付対象面積の比率（カバー率）は、39%となった。

2　資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る活動）

・22 市町、306 組織、交付対象面積 28,125ha で取り組んだ。

・平成 28(2016)年度と比較して、１組織、17ha が減少した。

3　資源向上支払交付金（施設長寿命化のための活動）

・４市町、８組織、交付対象面積 706ha で取り組んだ。

・平成 28(2016)年度と比較して、21 組織、760ha 減少した。

目　　次

Ⅰ	農地維持支払交付金の取組状況	P　1
Ⅱ	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る活動）の取組状況	P　3
Ⅲ	資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の取組状況	P　5
Ⅳ	活動終了した理由及び現在の地域の状況	P　5
Ⅴ	多面的機能支払交付金を活用した「地域営農ビジョン」の作成について	P　6
Ⅵ	多面的機能支払の特徴的な活動事例について	P　8

Ⅰ．農地維持支払交付金の取組状況

県内の取組状況

○平成 29(2017)年度は、県内 24 市町において 480 組織が、40,463ha の農地について、本交付金制度に取り組んだ。
○平成 29(2017)年度における県内の農業振興地域内農用地面積に対する交付対象面積の比率（カバー率）は 39%となり、平成 28 年度と比較して 1 ポイント減少した。
（参考：平成 29 年度　全国カバー率 54%（見込み））

表１　活動組織の推移

	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016 (A)	H29 2017 (B)	増減 (B)－(A)
市町村数	28	29	29	26	26	25	25	25	25	25	24	▲ 1
活動組織数	266	371	375	378	378	332	318	396	481	496	480	▲ 16
交付対象面積	20,392	28,012	28,327	28,447	28,414	26,727	26,029	34,822	40,405	41,166	40,463	▲ 703
カバー率	22	27	27	27	27	26	25	34	39	40	39	▲ 1

※１　H19(2007)～H22(2010)は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23(2011)～H25(2013)は、「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組組織数を参考として記載

図１　交付対象面積、カバー率の推移　（単位：ha,%）

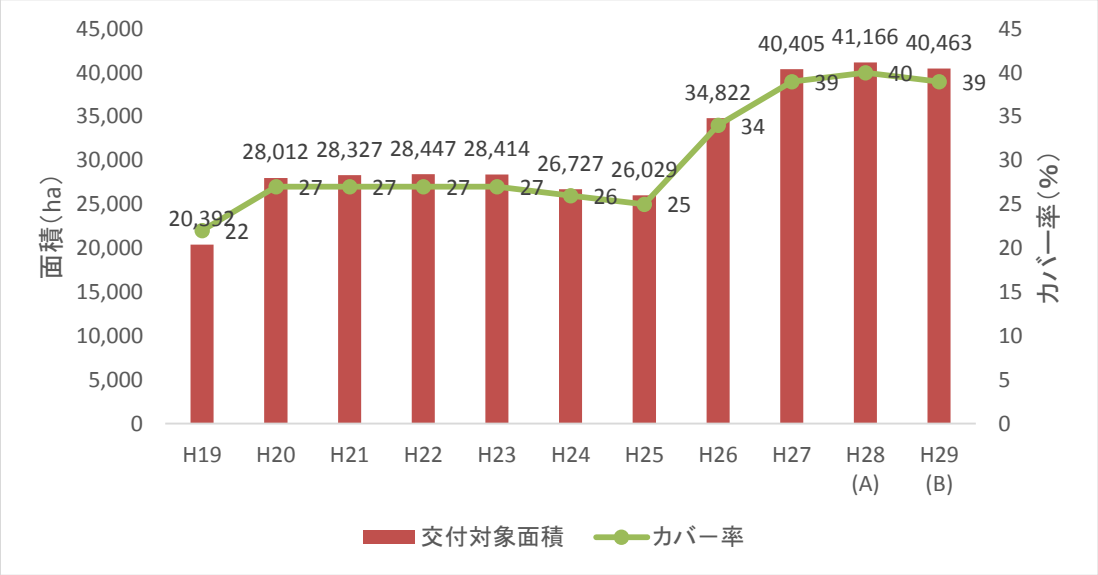

※１　交付対象面積：交付金の算定の対象となる農用地
※２　カバー率は、交付対象面積を栃木県農業振興地域内農用地面積 103,520ha（H28.12）で除して算定している

図２　市町別農振農用地に対するカバー率（単位：ha,%）

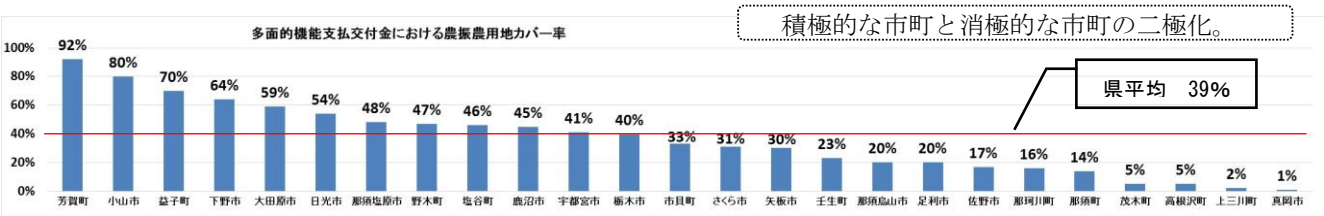

多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金と合わせた取組状況

○　多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払の両施策を合わせた県内の交付対象面積は、42,537ha となっている。
○　農業振興地域内農用地面積に対する交付対象面積の比率（カバー率）は、41%となっている。
○　両施策を重複して活動している組織は５組織、交付対象面積 62ha、２市町（那須塩原市、那須町）の重複率は 24%となっている。

表２　両施策を合わせたカバー率　　（単位：ha, %）

市町	多面的機能支払交付金（H29 農地維持支払）		中山間地域等直接支払交付金（H29協定締結面積）		計	
	交付対象面積（ha）	農振農用地カバー率	交付対象面積（ha）	農振農用地カバー率	交付対象面積（ha）	農振農用地カバー率
県　計	40,463	39%	2,177	2%	42,537	41%

※交付対象面積計は、那須塩原市及び那須町の両制度の重複部分を差し引いている。

図３　両交付金を合わせた市町村別カバー率　　（単位：%）

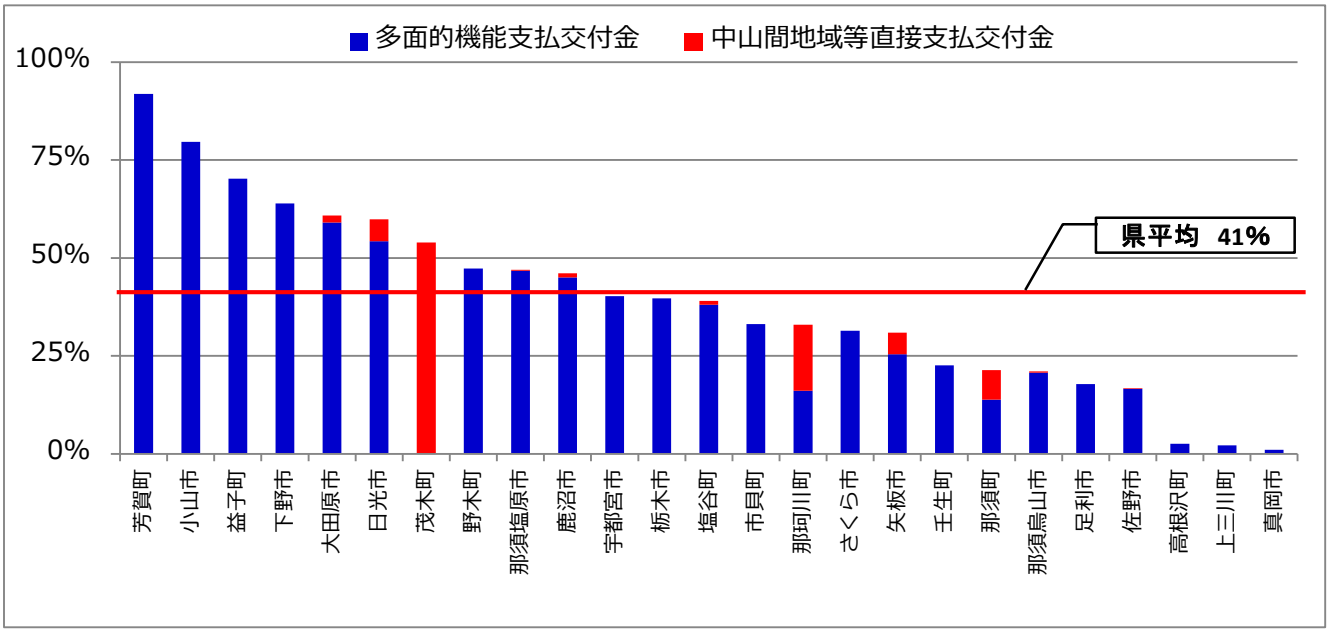

表３　両施策の重複による取組状況

市町名	組織数	多面的機能支払交付対象面積（ha）					重複率
		田	畑	草地	計	うち中山間重複面積	
那須塩原市	2	104.8	8.5	10.2	123.5	13.0	11%
那須町	3	130.9	8.4		139.3	49.2	35%
計	5	235.7	16.9	10.2	262.8	62.2	24%

Ⅱ．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の取組状況

県内の取組状況

○平成 29(2017)年度は、県内 22 市町において 306 組織が、28,125ha の農地で本交付金に取り組んだ。
○農村環境の保全のための活動は、多くの組織が「生態系保全」(100%)、「景観形成・生活環境保全」(95%) に取り組んでいる。
○多面的機能の増進を図る活動は、「環境保全の幅広い展開」(85%)、「農地周りの共同活動の強化」(17%) の順に取り組む組織が多い。

表４　活動組織の推移

	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016 (A)	H29 2017 (B)	増減 (B)－(A)
市町村数	28	29	29	26	26	25	25	23	23	23	22	▲ 1
活動組織数	266	371	375	378	378	332	318	296	323	323	306	▲ 17

※１　H19(2007)～H22(2010)は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23(2011)～H25(2013)は、「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組組織数を参考として記載

図４　交付対象面積の推移（単位：ha）

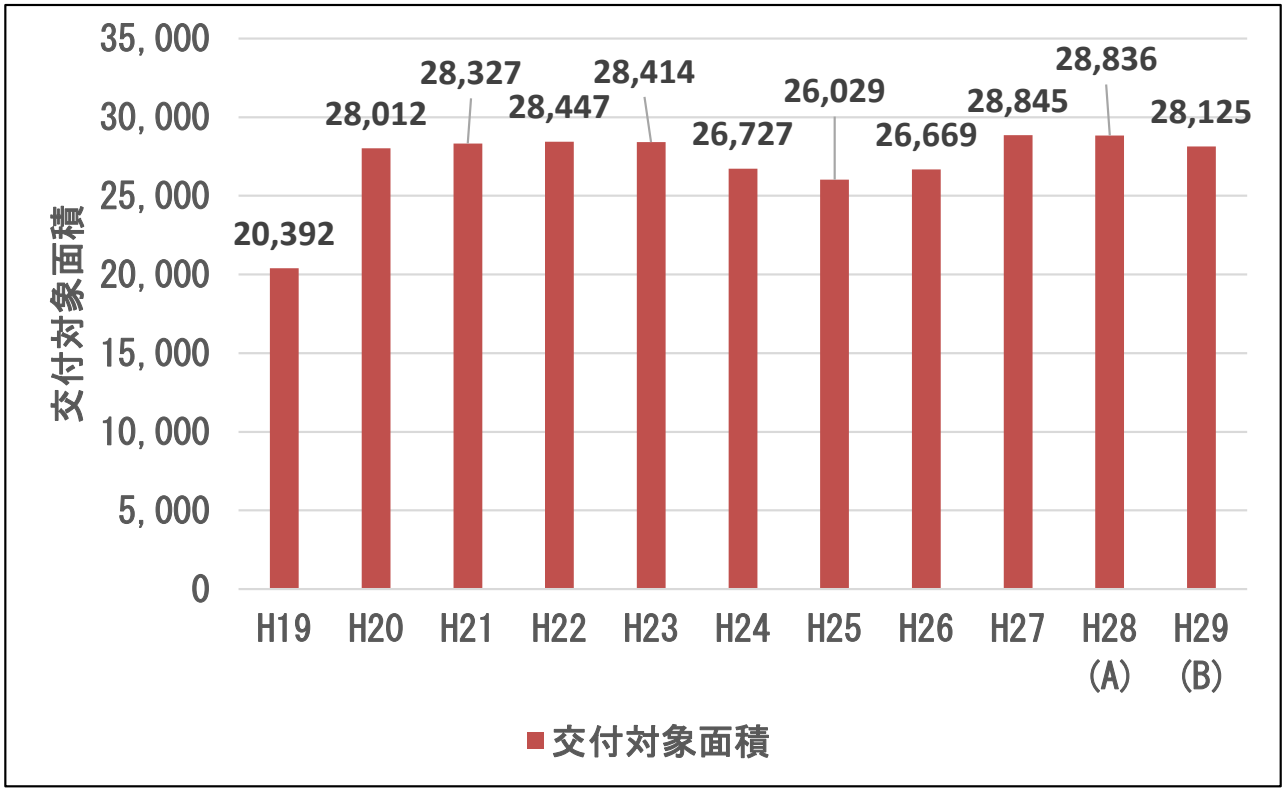

※１　H19(2007)～H22(2010)は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23(2011)～H25(2013)は、「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を記載

図５　農村環境の保全のための活動に取り組む組織数　　（単位：組織）

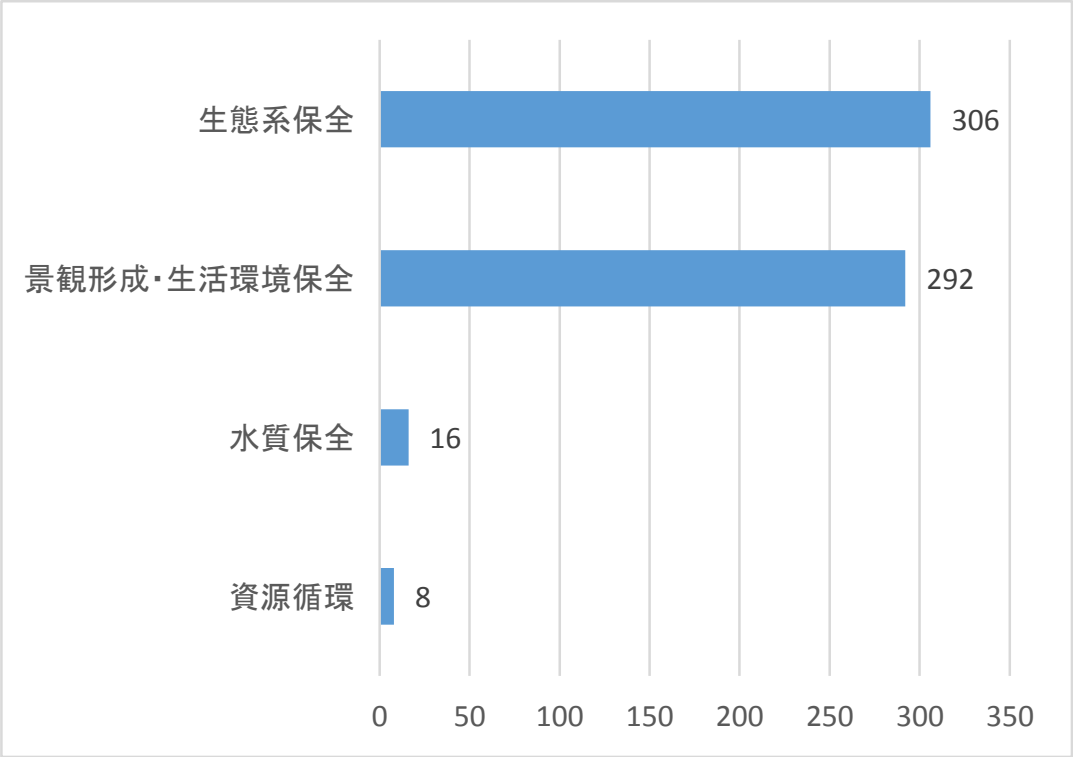

図６　多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織数　　（単位：組織）

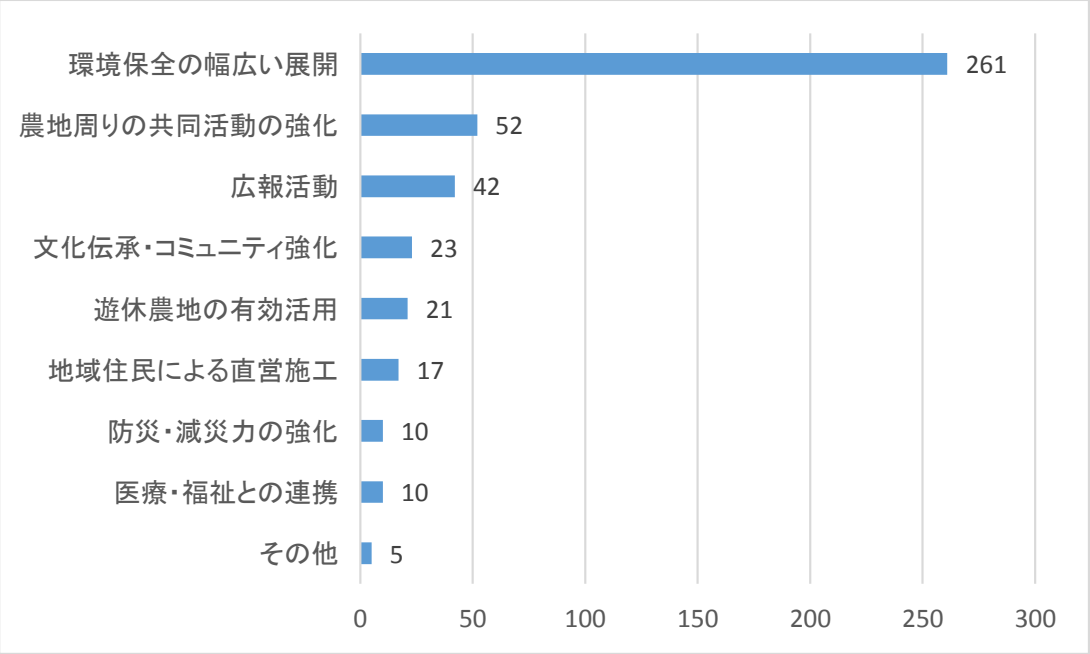

※１　環境保全活動の幅広い展開・・・景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた取組
※２　農地周りの共同活動の強化・・・獣被害防止対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採

Ⅲ．資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の取組状況
県内の取組状況

○平成 29(2017)年度は、県内４市町において８組織が、706ha の農地について、本交付金に取り組んだ。
○資源向上支払交付金のうち「施設の長寿命化のための活動の採択」については、基本方針において、平成 28 年度までとしていたが、特例措置として 29 年度まで延長した活動組織が４市町で８組織あった。

表５　活動組織の推移

	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016 (A)	H29 2017 (B)	増減 (B)－(A)
市町村数	26	21	23	22	22	20	4	▲ 16
活動組織数	109	155	172	152	137	116	8	▲ 108

※１　H23(2010)～H25(2013)は、「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として記載。なお、H23(2010)～H25(2013)の復旧交付金の取組状況を含む。
※２　活動組織数減少には、活動組織の合併による減少（３組織）も含む。

図７　交付対象面積の推移（単位：ha）

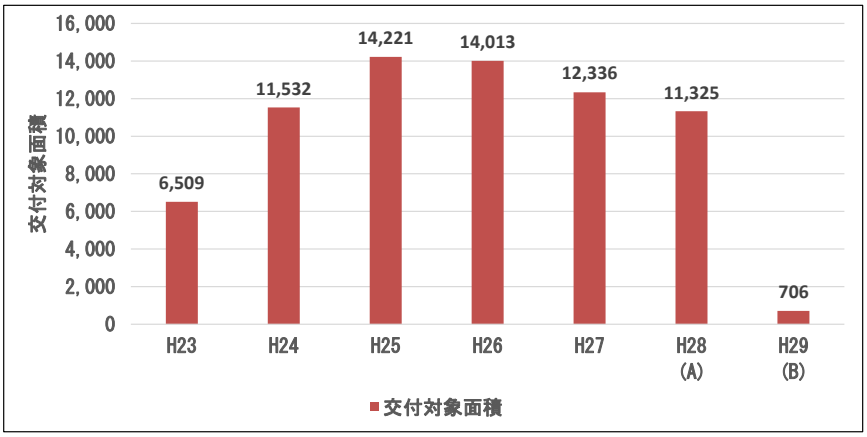

※１　H123～H25 は、「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として記載。なお、H23～H25 の復旧交付金の取組状況を含む。

Ⅳ．活動終了した理由及び現在の地域の状況

○平成 28(2016)年度に活動を終了した理由及農地維持活動の現状を当時の活動組織代表者に聞き取りを行った。

表６　活動終了した理由及び現在の地域の状況

活動終了した理由	組織数	現在の地域の状況
本制度の取組みにより、地区内の農地維持及び保全の体制が整い、今後は交付金を活用せずに自主的に農地維持活動を行いたい。	5集落	・共同で農道、水路等の草刈り及び水路の泥上げを実施し、維持管理されている。(3集落) ・耕作者が草刈り等を実施し、概ね維持管理されている。(2集落)
中山間地域等直接支払制度と重複しているため、一本化したい。	3集落	・草刈り等維持管理について、地域で協力して実施している。(3集落)
人口減少及び高齢化により活動の維持が困難になった。	5集落	・自治会など既存組織の活動として位置づけて、農道、水路等の草刈り及び水路の泥上げを実施し、維持管理されている。(5集落)

Ⅴ　多面的機能支払交付金を活用した「地域営農ビジョン」の作成について

１　「地域営農ビジョン」の作成について

・　多面的機能支払交付金実施要領において、活動組織は、農地、水路等の地域資源の保全等の将来像を描く「地域資源保全管理構想」を作成することが定められています。この構想の中では、「地域農業等の担い手の育成・確保」についても将来像を描くこととしています。

・　一方、多面的機能支払交付金の取組は、右図にあるように、担い手への農地集積に大きく貢献しています。

・　そこで、平成30年度から、「地域農業等の担い手の育成・確保」に向けた将来像を「見える化（図化）」し、話し合いが促進できるよう「地域資源保全管理構想」に加え「地域営農ビジョン（図）」の作成を県基本方針に定めました。

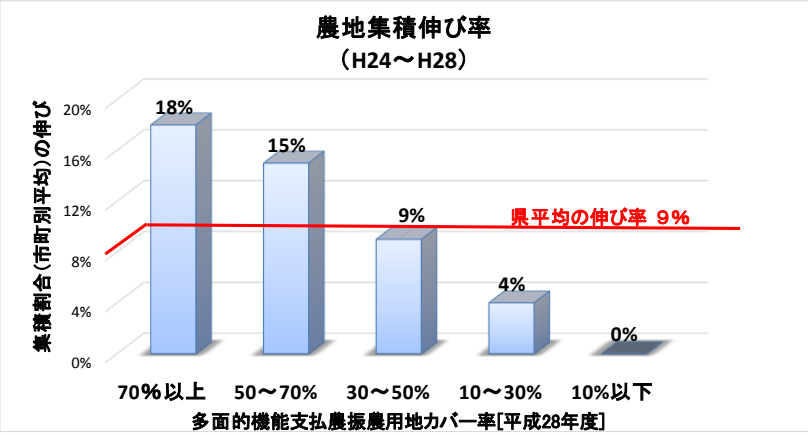

２　モデル地区での取組

平成30年度は、モデル地区を２地区設定し取り組みます。

・那須町「峯岸地区農地維持組合（交付対象面積：20ha）」において、６月１９日に那須農業振興事務所と連携し、地域営農ビジョン作成に関する説明会を実施しました。

地域営農ビジョンモデル事業の進め方（標準型）

	事前準備	活動組織内の話合い	人・農地プランとの連携
内容	●活動組織内の農業者に対して、農地利用意向アンケートを実施 ・自らの経営や農地の将来意向を把握 ●農地の出し手と受け手の情報を日常的に収集	●農地の借り手と出し手との意向を踏まえて、農地のマッチングを行う ●今後の地域農業のあり方などについて話し合い、地域の将来像を描いた「地域営農ビジョン」を作成する	●市町主催の人・農地プラン話合い（旧市町村単位など）の中で、集落内で検討した地域営農ビジョンを位置づける 人・農地プランに反映
市町の支援	●活動組織の代表者やリーダーに地域内話合いの実践を依頼 ●アンケートの配布・回収・集計 ●農地利用現況図の用意	●アンケート集計結果を情報提供 ●農地利用最適化推進委員の助言・指導（農業委員会） ●地域営農ビジョンの作成支援	●市町主催の人・農地プランの話合いにモデル集落代表者の出席を依頼 ●集落の話合いの結果を反映
活動組織の役割	●地域話合いの日程調整 ●話合い当日の資料準備	●地域（集落）の話合いの進行 ●将来の農地の出し手、受け手を地図（農地利用現況図等）に描いた「地域営農ビジョン」を作成	●市町主催の人・農地プランの話合いに出席 ● 集落の話合いの結果を報告

ポイント　・地域の話合いを複数回実施。活動組織内の総会等各種会議や共同活動終了後に同日開催するなど効率的に行えるよう開催方法を工夫する。

メリット　・話合いにより、①中心となる経営体の確保。②中心となる経営体や自給的農家、地域住民等の役割を踏まえた地域農業の将来像を描ける。③補助事業の活用を検討できる。

○○○・水・緑を守る会　地区　地域営農ビジョン図　イメージ図

記載例

【農地集積】 ①～③から選択

	[現状（○年）]	[目標（○年）]
①担い手の農地集積面積	○ha	○ha
うち農地中間管理機構との連携	○ha	○ha
②担い手の確保・育成（a～cから選択）		
a　集落営農の組織（法人）数	○ 組織	○組織
b 新規就農者数	○人	○人
c　新規参入法人数	○法人	○法人
③遊休農地の解消・有効活用		
遊休農地面積	○ha	○ha

【園芸の振興】
①振興面積　○ha
②振興作物　ナス、イチゴ

【その他】
・田園風景百選エリアに人を呼び、体験農園等を実施する。
・道の駅で販売（イチゴのジェラートの加工）

S＝1:2,500

凡　　例	
担い手への農地集積	
担い手の確保・育成	
遊休農地解消	
園芸の振興	

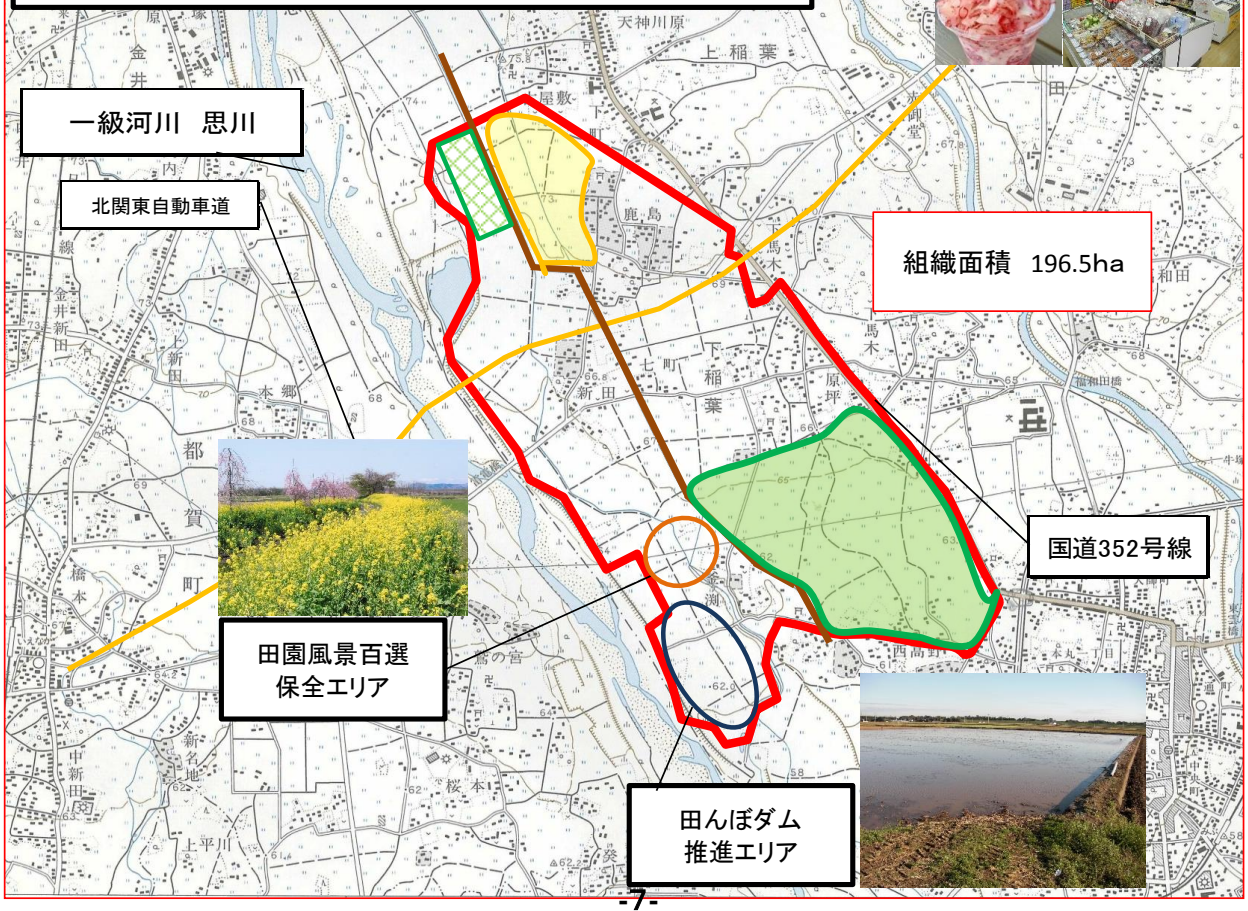

Ⅵ　多面的機能支払の特徴的な活動事例

事例１　農村環境保全活動

水田貯留機能増進（たんぼダム）

思川西部農村環境保全会／（小山市）

取組内容

○平成27(2015)年の関東東北豪雨を受け、水害対策として「たんぼダム」の整備を開始。
○水田の排水口に水量調節用のポリエチレン製の升に穴の開いた木製板を設置し、水田の貯水機能を利用して洪水や農地被害を軽減。
○県内初の試みで、水田所有者の協力を得ながら５年後までに市内約3,000箇所、約1,200haの水田に整備する方針。

取組の効果

○５年後に整備が完了すると、50年に一度の豪雨の場合でも、34万トンを貯水できる見込みで、地区内の水稲被害を約80ha軽減できる。

事例２　担い手への農地集積

担い手への農地集積の推進

下牧農地環境保全会／（佐野市）

取組内容

○担い手に集中する地域資源の保全活動を地域で支えるため、平成 26 年(2014)年度から多面的機能支払交付金の取組を開始。
○農地や水路法面の草刈りなどを下牧農地環境保全会が行うことで、担い手の農地集積に寄与。
【担い手への集積面積】
H26(2014)年度　15ha(56%)→H27(2015)年度　19.5ha(74%)
※（　）内の数値は、当該地区交付対象面積に占める割合

取組の効果

○農地や農業用施設等の地域資源の保全活動を下牧農地環境保全会が行うことで、担い手の負担軽減につながった。

事例３　活動組織の広域化推進

事務の効率化による共同活動の継続

益子町環境保全広域協定運営委員会／（益子町）

○広域活動組織は、旧市町村単位などのエリアで、複数の活動組織がまとまり設立される広域組織。負担の大きい書類作成等事務作業の外部委託や専任事務員を設置することで、構成員は農地維持活動等に専念できる。
○益子町では、今年５月に「益子町環境保全広域協定運営委員会」を設立した。
○芳賀町でも、平成 31(2019)年度の設立に向けて体制づくりを進めている。